

部 活 動 規 定

〔部活動の目的〕

活動を通じて、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、学校生活をより豊かにさせる一助とする。

また、この規定により部活動が円滑に進むようにする。

1. 活動時間

- ・ 平日は2時間、週休日は3時間を目安とする。
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日を設けることとし、内1日は週休日に設けることを原則とする
- ・ 顧問は活動計画および実施状況を記録しておく必要がある。

2. 活動について

- ① 職員連絡会、校内研修会および定期テスト1週間前の時には原則として活動は行わない。ただし、公式戦1週間前の部については、職員に連絡することにより活動できるものとする。
- ② 顧問が不在の時には、原則として活動を行わない。ただし、代理を頼まれている教職員がいる場合は活動できるものとする。
- ③ 朝練習は、必ず顧問がついて行う。8時15分には後片付け、更衣が完了しているようにし、朝学活や各集会に遅れないようにする。
- ④ 活動時は、必ず部活動の服装で活動する。
- ⑤ 活動場所については、当該顧問で調整の上、使用する。

3. 用具類および戸締まり

- ① 各活動場所の戸締り、用具の後片付け、鍵の返却は責任を持って行う。
- ② 運動場、公園グラウンドを使用した部については、最後に必ずトンボをかけて整地する。
- ③ 用具類などが紛失・破損した場合は、必ず顧問に報告する。体育科と共用している場合は、体育科主任に顧問が報告する。
- ④ 部活動に必要でない用具類を、無断で持ち出さないようにする。
- ⑤ 更衣後の荷物については、管理できる場所に置く。

4. 校外引率について

- ① 校外での活動（試合、発表会等）については、事前に「校外引率届」を作成し、活動前に教頭まで提出する。
- ② 授業時間内に校外での活動に参加する場合には、全教職員に連絡するとともに学級担任に事前連絡を行う。

5. 活動中の事故について

- ① 校内外にかかわらず、活動中の事故については、保護者への連絡とともに、管理職・養護教諭と連携をとり、適切な応急処置をするか、病院へ搬送する。
- ② 休日・休業日における活動中の事故については、保護者への連絡とともに、適切な応急処置をするか、病院へ搬送する。管理職・養護教諭への報告は、状況に応じて速やかに行う。
- ③ 日本スポーツ振興センターの対象となる生徒は、書類を作成し、養護教諭に提出する。

6. 体育館使用について

- ① 館内は体育館シューズを使用すること。
体育館シューズは、体育館以外での使用は禁止する。
- ② 飲食は厳禁とする。
- ③ 解錠・施錠・設備機械は教職員（使用責任者）が責任を持って行う。
- ④ 使用後は必ず照明を消し、体育館専用清掃用具で清掃をする。

7. 新年度の部活動運営について

- ① 全教員が顧問になり、原則として複数で受け持つようにする。
- ② 原則として主顧問以外の全教員が顧問に入ることとする。
- ③ 生活指導部活動担当により、新年度、活動が可能な部活動の顧問の調整を行う。「活動が可能な」は次の通りとする。
 - I. 教員が、前年度に引き続き部活動を受け持つことが可能である。
 - II. 主たる顧問が転任・退職しても、他の教員がその部活動を受け持つことが可能である。（部員の募集は**9.**に定める）
 - III. 新設の部活動が認められたとき。（規定は**10.**に定める）
※調整が困難な時は管理職へ報告し調整を依頼する。
- ④ 調整の結果を年度当初に全教職員に発表する。

8. 入部・退部手続きについて

- ① 入部については「部活動入部届」を、退部については「退部届」を顧問に提出するものとする。
※ただし新年度については再度、全員「入部届」を提出する。新年度において、入部届未提出を退部とはしない。
- ② 新年度においては、4月に「部活動紹介（1年生のみ）・編成日」を設け、一斉に入部募集をする。
- ③ 1年生については、部活動担当者の指示された日より、部活動編成日前日までを見学期間とする。

9. 部活動の存続・廃部・休部

- ① 部活動は原則として7. ③の調整を行う。
- ② 主たる顧問の調整が困難でありながら、部員が活動に「継続の意志」を見せているならば、その部員の学年が卒業するまでは、段階的に廃部を視野にいれつつ、原則として存続させていくようにする。
(当該顧問と生活指導部との協議の上、休部を考慮しながら、在籍学年以外の部員募集をしない)
- ③ 部員のなくなった部活動は休部とする。次年度、新入部員がいない、または募集しない場合は廃部とする。

10. 新部活動発足について

教員が新しい部活動の顧問を希望する場合のみ、考慮する。発足については次の要領のとおりとする。

- ①活動環境条件等を鑑み、新部活動希望教員は活動内容を管理職、生活指導部部活動担当に説明し、協議をする。
- ②協議の結果を受け、生活指導部部活動担当は職員連絡会に提案し、承認を得た後、1年間は同好会として活動することができる。同好会活動の間は、予算配当はない。
- ③1年間の同好会活動を経た後、再度生活指導部部活動担当は職員連絡会に提案し、承認を得た後、部活動として発足することができる。